

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年八月十二日

指令川建セ第二六〇〇六三一号

二 検査済証番号

平成二十七年九月七日

川建セ第二七〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷字馬場千八百八十六番一、千八百九十番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県川崎市川崎区川中島一丁目二十番一―四〇五号 ヴェルコート川崎

加藤 由男